平成２７年（フ）第１４０号
大分市大字羽田509番地の１　羽田Ｈ14―202
債務者　佐藤礼伊子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４３号
大分市大字家島1683番地の２
債務者　平川　政義
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１２号
宮崎市大字赤江74番地１　レジデンスエアポート903号
債務者　池田　和弘
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２０号
宮崎市大字恒久624番地
債務者　和田　ヤチ
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８３号
茨城県龍ケ崎市出し山町35番地14
債務者　今　　正雄
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
茨城県龍ケ崎市馴柴町482番地
債務者　内田　　昱
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
茨城県稲敷市伊佐部1714番地
債務者　根本　有加
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
富山市黒瀬630番地　カーサ・ベルジュⅠ101号
債務者　赤江　博樹
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４４号
富山市黒瀬630番地　カーサ・ベルジュⅠ101号
債務者　赤江すみ子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７８号
兵庫県宝塚市三笠町11番４号　３号棟102
債務者　泉　　良子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
兵庫県尼崎市蓬川町８番地の226　飛鳥グランドパレス、前住所兵庫県尼崎市南竹谷町１丁目44番地の16龍ヶ岳Ｍ40Ａ号
債務者　赤松しげみ
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２号
徳島県徳島市津田町１丁目５番８号
債務者　森　　正子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０号
佐賀県伊万里市新天町714番地３、前住所佐賀県伊万里市脇田町3410番地、前々住所長崎県佐世保市高梨町154番地　サンフォレスト高梨Ⅱ202
債務者　永松利絵子（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４１号
佐賀県西松浦郡有田町立部乙178番地１
債務者　池田伊佐夫
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２６号
宮崎県東臼杵郡門川町大字川内678番地イ
債務者　鈴木まゆみ
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１０４号
千葉県柏市豊四季台３丁目１番10―105号
債務者　中沢喜美子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１０７号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺７丁目11番30号
債務者　鈴木　正幸
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部